

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和8年1月30日(金)
午前9時55分～午前10時23分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保
委員 二階堂充 委員 笹森波
委員 千葉栄幸 委員 菊地忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林潤
- 7 報告事項
(1) 議長の辞職について
(2) 副議長の辞職について
- 8 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和8年第2回名取市議会臨時会に係る会期及び日程

(案) について

② 付議事件の採決方法について

③ 議案の取扱いについて

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

① 名取市議会政策提言のための常任委員会所管事務調査ガイドライン (案) について

午前9時55分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、報告事項について、事務局長より報告いたさせます。

○事務局長（綱川宏一） 議長並びに副議長の辞職願についてです。

議長から、去る令和8年1月28日に、副議長に対し、2月2日をもって辞職する旨の願い出がありました。

また、副議長から去る令和8年1月28日に、議長に対し、2月2日をもって辞職する旨の願い出がありました。

報告は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま報告のとおり、議長及び副議長から、令和8年2月2日付の辞職願が提出されております。

報告事項については、以上といたします。

次に「令和8年第2回名取市議会臨時会に係る会期及び日程（案）について」及び「付議事件の採決方法について」並びに「議案の取扱いについて」を一括議題といたします。

初めに、書記より説明いたさせます。

○書記（若林 潤） 初めに、（1）令和8年第2回名取市議会臨時会に係る会期及び日程（案）についてです。

去る令和8年1月27日、令和8年第2回名取市議会臨時会の招集告示がなされました。市長提出議案としては、専決処分の承認について1案件及び補正予算案1案件の計2案件が提出されております。

付議事件については、先ほどの報告事項のとおり、議長及び副議長から辞職願が提出されましたことから、この2か件に係る取扱いを議事日程に加えた内容により説明いたします。

まず、今期臨時会の付議事件としては、ア 議長の辞職について、イ 副議長の辞職について、ウ 議会運営委員会委員の選任について、エ 常任委員会委員の選任について、オ 議案第3号 専決処分の承認について（令和7年度名取市一般会計補正予算（第10号））、カ 議案第4号 令和7年度名取市一般会計補正予算（第11号）の6か件となっております。

以上6か件の付議事件を勘案し、今期臨時会の会期については、令和8年2月2日の1日間とする案です。

次に、（2）付議事件の採決方法についてです。

議長及び副議長の辞職の取扱いについては、名取市議会会議規則第135条第2項において「議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する」と規定されております。このことから、採決方法といたしまして、質疑の後、討論を省略し、簡易採決とする案です。

なお、この間、当事者につきましては退席をお願いすることになります。

また、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任については、名取市議会委員会条例第6条第1項の規定により、委員名簿を配付の上、議長において指名することとなっております。

次に、（3）議案の取扱いについてです。

次第書の1ページ、議案第3号 専決処分の承認について（令和7年度名取市一般会計補正予算（第10号））及び議案第4号 令和7年度名取市一般会計補正予算（第11号）の2か件となります。

まず、① 議案書の送付については、令和8年1月27日火曜日に配付済みとなっております。

次に、② 議案の上程及び③ 審議方法については、令和8年2月2日月曜日、常任委員会委員の選任について議長による指名の後に上程し、市長より提案理由説明を受け、質疑、委員会付託省略、討論、起立採決とする案です。

ここで、今期臨時会の具体的な日程について、資料1により御説明いたしま

す。

初めに、日程第1及び日程第2については記載のとおりです。

次に「日程第3 議長の辞職について」について諮り、辞職が許可されれば、直ちに追加日程第1として議長の選挙を議事日程に追加し、議長の選挙を行います。

次に「日程第4 副議長の辞職について」について諮り、辞職が許可されれば、同じく、直ちに追加日程第2として副議長の選挙を議事日程に追加し、副議長の選挙を行います。

その後、本会議を休憩し、正副議長において今後の進め方等について協議を行います。協議終了後、現在の6名の委員により議会運営委員会を開催し、議席の一部変更について協議を行います。

議会運営委員会終了後、本会議を再開し、追加日程第3として議席の一部変更について、お諮りいたします。

次に「日程第5 議会運営委員会委員の選任について」において委員選任の後、本会議を休憩して、新たな議会運営委員会委員により、正副委員長の互選を行います。議会運営委員会終了後、本会議を再開します。

次に「日程第6 常任委員会委員の選任について」についても同様に、委員選任の後、本会議を休憩して、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行います。委員会の開催順は、初めに総務消防、建設経済、民生教育の3委員会を開催し、その後、財務常任委員会を開催します。なお、財務常任委員会の委員長は副議長がその任に当たり、副委員長は2期及び3期の議員から委員長が指名する申し合わせとなっております。

全ての常任委員会終了後、本会議を再開します。

最後に、日程第7 議案第3号 専決処分の承認について（令和7年度名取市一般会計補正予算（第10号））及び日程第8 議案第4号 令和7年度名取市一般会計補正予算（第11号）の審議を行い、閉会となります。

臨時会の会期、付議事件の採決方法及び議案の取扱い並びに臨時会当日の具体的な日程についての説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま「令和8年第2回名取市議会臨時会に係る会期及び日程（案）について」及び「付議事件の採決方法について」並びに

「議案の取扱いについて」を書記より一括して説明いたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

*休憩中の要旨

- ・委員長から改めて臨時会の流れを説明した。
 - ・原案のとおり進めることとした。
-

午前10時9分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。それでは、お諮りいたします。

まず、令和8年第2回名取市議会臨時会に係る会期及び日程（案）については、原案のとおり令和8年2月2日の1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、令和8年第2回名取市議会臨時会に係る会期及び日程（案）については、令和8年2月2日の1日間とすることに決定いたしました。

次に、付議事件の採決方法についてお諮りいたします。

付議事件の採決方法については、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、付議事件の採決方法については、そのように決定いたしました。

次に、議案の取扱いについてお諮りいたします。

議案の取扱いについては、原案のとおりすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会政策提言のための常任委員会所管事務調査ガイドライン

(案) についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） このことにつきましては、令和7年5月23日開催の議会運営委員会において、今後、常任委員会正副委員長会議でも協議を行い、政策提言に関するガイドラインを作成していくこととしておりました。

資料2を御覧ください。このガイドライン案については、各常任委員会でも内容をご確認いただき、また、正副委員長会議においても協議済の内容となっております。議員の皆様にご確認いただきながら内容の変更は特にございません。

本ガイドラインについては、最終的に議会運営委員会で協議し決定することとしておりましたので、本日は、御協議方、よろしく願いいたします。

それでは、資料に沿って説明いたします。

順次、読み上げてまいります。

まず、1 ページの1 目的です。読み上げます。名取市議会基本条例第17条第1項では、委員会の活動として「委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、市政における諸課題及び市民の多様な意見を的確にとらえ、適切な政策提言を行うよう努めるものとする。」と定めている。このことから、市政の課題等について適切かつ速やかに対応するため、会期を問わず継続して調査し、委員会の専門性を生かした政策提言により市民福祉の向上につなげるため、その運用に関して必要な事項を定める。

次に、2 所管事務調査を行う委員会です。読み上げます。名取市議会委員会条例第2条第2項に定める常任委員会（財務常任委員会を除く。以下「委員会」という。）とする。

財務常任委員会を除く3つの常任委員会が行う所管事務調査であることから、このような内容としているものです。

次に、3 年間活動計画です。読み上げます。委員会は、調査項目（テーマ）、スケジュール、調査手順等を協議し、年間活動計画を作成するものとする。なお、年間活動計画に変更を要する場合は、委員会を開催し、その内容について協議しなければならない。

政策提言に向け、積極的な調査活動を行うために、閉会中も継続して活動

し年度ごとに年間活動計画を作成することを令和6年2月20日開催の正副委員長会議において決定したことから、このような内容としている案です。

次に、4 調査項目（テーマ）の選定です。読み上げます。調査項目（テーマ）の選定に当たっては、次のとおりとする。（1）付託案件の審査とは異なり、委員会の主体的なテーマ設定に基づく調査とするものであり、閉会中も委員会で積極的な調査活動を行うため、各委員会において、1項目から2項目程度具体的な調査事項（テーマ）やスケジュールなどを決定するものとする。（2）閉会中も継続して委員会の調査を行う場合は「閉会中の継続調査申出書」を議長へ提出し、都度、議決を得なければならない。

（1）についてですが、広くテーマを設定する方法ではなく、調査事項を具体的に絞り込んで設定するとしたことから、このような内容としている案です。（2）は閉会中も継続して調査を行うためには毎定例会ごと議決が必要であることから、このような内容としている案です。

次に、5 調査期間です。読み上げます。調査期間は、委員の任期（2年間）終了までとする。なお、調査期間内に調査が終了した場合は、調査結果報告後、年間活動計画を変更した上で他の調査項目（テーマ）を設定し、調査できるものとする。

最低でも2年に1回政策提言をできるよう目標を掲げて取り組むことについて、令和6年2月20日開催の正副委員長会議において決定したことから、このような内容としている案です。

次に、6 調査の手法です。読み上げます。

調査は主に次の手法により行うものとする。

（1）執行部からの現状説明、報告及び質疑

（2）委員間協議

（3）委員会の行政調査及び研修

（4）名取市議会基本条例第10条に定める一般会議及び第18条に定める関係団体等懇談会における意見交換

（5）その他委員会が必要と認めるもの

（1）は執行部からの聞き取り、（2）は委員間での協議、（3）は委員会の県内及び県外での視察研修、（4）は一般会議や関係団体等懇談会が調

査の手法として想定されることから、このような内容としている案です。なお、（５）その他委員会が必要と認めるものとして、その他の調査手法についても必要であれば可能としているものです。

次に、７ 正副委員長会議です。読み上げます。議長は必要に応じ、調査活動や政策提言に関し情報共有を図り調整を行う場として、正副委員長会議を招集する。

これまでも、必要に応じ議長が正副委員長会議の招集を行っておりますので、このような内容としている案です。

次に、８ 一般質問の自粛です。読み上げます。調査項目（テーマ）などに関する一般質問の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）当該委員会の委員は、テーマ設定後から、執行部から政策提言に対する回答がなされるまでの間は、一般質問を自粛する。

（２）当該委員会の委員以外の議員は、政策提言書が共有されてから、執行部から政策提言に対する回答がなされるまでの間は、一般質問を自粛する。

（３）執行部から政策提言に対する回答がなされた以後、議員は、その政策提言と同一の内容及び回答に対する一般質問を自粛する。ただし、回答内容を踏まえた上で、より発展的な視点からの一般質問は認めるものとする。そのほか、必要に応じ議会運営委員会の判断により、一般質問を認めるものとする。

名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の規定に従い、一般質問の自粛に関することなどを令和７年５月１２日開催の正副委員長会議や５月２３日開催の議会運営委員会において協議し決定しましたので、この内容としているものです。

次に、９ 委員会調査報告です。読み上げます。（１）委員会は、調査を終了すると判断した調査項目については、名取市議会会議規則第１００条に定める委員会報告書を作成し、議長へ提出しなければならない。なお、政策提言する項目については、委員会調査報告書と併せて政策提言書の写しを議長へ提出するものとする。（２）委員会は、特に必要があると認めるときは、名取市議会会議規則第４３条第２項に定める中間報告をすることができる。

(3) 委員会委員長は、本会議において登壇の上その報告を行い、報告に対する質疑の答弁は、議席において行うものとする。

(1) は、調査を終了すると判断した調査項目について、会議規則の規定に基づき、委員会調査報告書を議長宛てに提出する必要があることから、このような内容としている案です。(2) は、中間報告をすることも想定し、このような案としているものです。(3) は、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の規定に基づくものです。

次に、10 政策提言です。読み上げます。委員会は、調査期間内に1 案件以上の政策提言を行うものとする。なお、政策提言を行う場合は、政策提言書を作成し、委員長が次のとおり提出するものとする。(1) 政策提言書の調査項目(テーマ)が市長の権限に属する事務の場合、市長へ提出するものとする。(2) 政策提言書の調査項目(テーマ)が市長の権限に属する事務以外の場合、市長及びその事務の権限を持つ任命権者へ提出するものとする。

(1) 及び(2) は、政策提言の内容に応じた提出先をうたっているものです。なお、政策提言書の提出については、令和7年2月18日開催の正副委員長会議において議場ではなく市長室等としたことから、このような内容としているものです。

次に、11 政策提言に対する執行部からの回答期限です。読み上げます。政策提言に対する執行部からの回答期限は、提出後おおむね2 か月を目安とする。ただし、特段の事情による回答期限の延長の申出があった場合は、議長が定める期限とする。

令和7年5月12日開催の正副委員長会議や5月23日開催の議会運営委員会において協議し決定しましたので、この内容としているものです。

次に、12 市民への周知です。読み上げます。委員会調査報告及び政策提言の内容については、市議会ホームページや市議会だよりに掲載し、広く市民へ周知するものとする。

常任委員会が行った調査活動や市政の課題等に対して行った政策提言について、広く市民へ周知するため、このような内容としている案です。

最後に、附則ですが、本日お認めいただけましたら、令和8年2月の構成

替え後からガイドラインを施行する案です。

名取市議会政策提言のための常任委員会所管事務調査ガイドライン（案）について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、名取市議会政策提言のための常任委員会所管事務調査ガイドライン（案）について、説明をいたさせましたが、このことについて、御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

*休憩中の要旨

- ・原案のとおり、令和8年2月の構成替え後から施行することとした。

午前10時22分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。それでは、お諮りいたします。

名取市議会政策提言のための常任委員会所管事務調査ガイドライン（案）については、休憩中の協議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会政策提言のための常任委員会所管事務調査ガイドライン（案）については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時23分 散会

令和8年1月30日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦